

名古屋市融資制度

区分等 保証制度等		保証料率										割引有無	
		特別小口保 険を利用す る場合※1	区分（CRD評価モデルによる）※2									有担保 割引 ※3	会計参与 割引※4
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
等小 振規 興模 資企 金業	通常資金	0.75 (0.64)	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○	○
	小口資金	0.75	1.83	1.65	1.49	1.34	1.14	0.94	0.78	0.62	0.46	○	○
経営 強化 支援 資金	大口資金	0.75 (0.64)	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	○	○
	SDGs推進保証なごやの要件に該当する場合	-	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○
	税理士連携短期継続保証を兼ね、税理士等が認定経営革新等支援機関である場合	-	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○
	海外投資関係保証を兼ねる場合	-	1.15									○	○
	新事業開拓保証を兼ねる場合	-	1.15									○	○
	担保の提供がない5,000万円以下の保証の場合	-	0.68									-	○
	特定新技術事業活動関連保証を兼ねる保証	-	1.15									○	○
	新事業開拓保険を利用し、担保の提供がない7,000万円以下の保証の場合	-	0.68									-	○
	新事業開拓保険を利用し、担保及び保証人（法人の代表者を除く）の提供がない2,000万円以下の保証の場合	-	1.10									-	○
経営安定資金	経済変動対策資金	0.67	0.79									-	○
	うち、経営安定関連（セーフティネット）保証５号、７号、８号の場合	0.67 (0.57)	0.67									-	○
	大規模危機対策資金	0.67	0.79									-	○

区分等 保証制度等		保証料率										割引有無	
		特別小口保 険を利用す る場合※1	区分（CRD評価モデルによる）※2									有担保 割引 ※3	会計参与 割引※4
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
経	環 境 適 応 資 金	0.75 (0.64)	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	○	○
	経 済 対 策 特 別 資 金	0.75 (0.64)	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○	○
	再 生 支 援 資 金	0.75 (0.64)	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	○	○
	求 償 権 を 消 滅 さ せ る 保 証	0.75	1.92	1.76	1.58	1.42	1.21	1.00	0.83	0.66	0.49	○	○
営	災 害 復 旧 資 金	0.68 (0.58)	1.57	1.40	1.26	1.13	0.95	0.77	0.62	0.48	0.33	○	○
	災 害 関 係 保 証 ま た は 経 営 安 定 関 連 （セーフティネット） 保 証 4 号 を 兼 ね る 場 合	0.47	0.65									-	○
安	事 業 承 継 支 援 資 金	0.75 (0.64)	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○	○
	経 営 承 継 関 連 保 証 を 兼 ね る 場 合	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○	○
	経 営 承 継 準 備 関 連 保 証 を 兼 ね る 場 合	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○	○
	特 定 経 営 承 継 関 連 保 証 を 兼 ね る 場 合	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○	-
	特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証 を 兼 ね る 場 合	-	1.05									○	-
	事 業 承 継 特 別 保 証 制 度 を 兼 ね る 場 合	-	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○	○
	専 門 家 の 確 認 を 受 け た 場 合	-	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	-	-
	経 営 承 継 借 換 関 連 保 証 を 兼 ね る 場 合	0.75	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○	○
資	専 門 家 の 確 認 を 受 け た 場 合	0.75	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	-	-
	経 営 者 保 証 非 提 供 促 進 資 金 通 常 資 金 （ 保 証 料 率 を 0.25 % 上 乗 せ す る 場 合 ） ★	-	1.89	1.71	1.55	1.40	1.20	1.00	0.84	0.68	0.53	-	○
	経 営 安 定 関 連 （セーフティネット） 保 証 4 号 の 場 合 ★	-	0.94									-	○
金	経 営 安 定 関 連 （セーフティネット） 保 証 5 号 の 場 合 ★	-	0.82									-	○

区分等 保証制度等		保証料率										割引有無	
		特別小口保険を利用する場合※1	区分（CRD評価モデルによる）※2									有担保割引※3	会計参与割引※4
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
経営安定資金	経営者保証非提供促進資金 通常資金（保証料率を0.45％ 上乗せする場合）★	－	2.09	1.91	1.75	1.60	1.40	1.20	1.04	0.88	0.73	－	○
	経営安定関連 （セーフティネット） 保証4号の場合★	－	1.14									－	○
	経営安定関連 （セーフティネット） 保証5号の場合★		1.02									－	○
	経営者保証非提供促進資金 特 別 資 金	－	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	○	○
	フォローアップ資金	－	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.38	0.38	○	○
	経営安定関連 （セーフティネット） 保証5号の場合	－	0.67									－	○
	協調支援資金（同時にプロパー 融資を実行する場合）★	－	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	－	－
	協調支援資金（経営行動計画 の策定を行う場合）★	－	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	－	－
	経営改善サポート資金（責任共 有制度の対象の場合）★	－	0.30									－	－
	本制度要綱による 経営者保証免除 対応の場合★	－	0.30									－	－
新事業創出資金	経営改善サポート資金（責任 共有制度の対象外の場合）★	0.30	0.30									－	－
	本制度要綱による 経営者保証免除 対応の場合★	－	0.30									－	－
	新事業創出資金	－	0.79									－	○
協調推進枠	スタートアップ創出促進 保証制度を兼ねる場合	－	0.99									－	○
	協調推進枠												

区分等 保証制度等	保証料率										割引有無	
	特別小口保険を利用する場合※1	区分（CRD評価モデルによる）※2									有担保割引※3	会計参与割引※4
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
環境保全・省エネルギー設備資金	0.75 (0.64)	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40	○	○
公害防止保証またはエネルギー対策保証を兼ねる場合	—	1.15									○	○
経営安定関連（セーフティネット） 1～4号、6号など責任共有制度の対象外となる別枠保証を兼ねる場合	0.67	0.79									—	○
経営安定関連（セーフティネット） 5号、7号など責任共有制度の対象となる別枠保証を兼ねる場合	0.67 (0.57)	0.67									—	○
求償権を消滅させる保証	0.75	1.92	1.76	1.58	1.42	1.21	1.00	0.83	0.66	0.49	○	○
別枠保証を兼ねる場合	0.67	0.79									—	○

※1 括弧内は、特別小口保険を利用し責任共有対象となる場合の保証料率です。

※2 保証料率区分は、一般社団法人CRD協会によるCRDリスク評価モデルによります。

なお、保証料弾力化対象となる保証制度について、第一期決算の申告期限未到来等により確定した決算書がない場合や、個人で貸借対照表が未作成の場合、連帯債務の場合等においては、区分5（経営安定資金 フォローアップ資金は区分4）の保証料率を適用します。

※3 有担保割引が適用できる場合は、上記保証料率から0.10%を割り引きます。

※4 確定決算のある会計参与設置会社の場合は、上記保証料率から0.10%を割り引きます。

★ 国からの保証料補助がある制度であり、上記保証料率は令和7年度中に保証申込した場合の保証料補助を控除した後の実質当初保証料率を記載しています。

条件変更時の変更保証料は補助の対象外ですのでご注意ください。

◎ 表中黄色色の で表示されているものは責任共有制度の対象外となる保証料率で、それ以外は責任共有制度の対象となる保証料率です。いずれも、「貸付金額」に対する料率となります。

一般保証及び別枠保証

名古屋市信用保証協会独自制度

区分等 保証制度等	保証料率										割引有無	
	特別小口保 険を利用す る場合※1	区分（CRD評価モデルによる）※2									有担保割 引 ※3	会計 参与 割引 ※4
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
超ワイド保証なごや	－	－	－	－	－	0.95	0.80	0.65	0.50	0.35	○	○
ウェルカム保証なごや	－	1.74	1.56	1.40	1.25	0.95	0.80	0.65	0.50	0.35	○	○
せつび保証なごや （有担保割引後の保証料率）	－	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	－	○
コラボ保証なごや	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	0.80	0.65	0.50	0.35	○	○
事業性評価コラボ保証	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	0.90	0.70	0.55	0.40	○	○
税理士連携短期継続保証	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
推薦する税理士等が認定経営革新 等支援機関である場合	－	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○
ビッグ保証なごや	－	1.74	1.56	1.40	1.25	0.95	0.80	0.65	0.50	0.35	○	○
事業承継サポート保証	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
バリュープラス150なごや （有担保割引後の保証料率）	－	－	－	－	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	－	○
SDGs型特定社債保証	－	1.74	1.56	1.40	1.25	0.95	0.80	0.65	0.50	0.35	○	○
SDGs推進保証なごや	－	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○
健康経営応援保証なごや	－	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○
脱炭素経営支援保証なごや	－	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○	○

その他の保証制度

区分等 保証制度等	保証料率										割引有無	
	特別小口保 険を利用す る場合※1	区分（CRD評価モデルによる）※2									有担保割 引 ※3	会計 参与 割引 ※4
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
普通保証	1.00 (0.85)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
割引根保証	0.85 (0.72)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○
当座貸越（貸付専用型）根保証	0.85 (0.72)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○
事業者カードローン当座貸越根保証	0.85 (0.72)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○

区分等 保証制度等	保証料率										割引有無	
	特別小口保険を利用する場合※1	区分（CRD評価モデルによる）※2									有担保割引※3	会計 参与 割引 ※4
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
小口零細企業保証	1.00	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○
弾力料率が適用されない 保険を利用する場合	0.67	0.80									－	○
予約保証	－	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	○	○
小口零細企業保証 を兼ねる場合	－	－	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	○	○
条件変更改善型借換保証	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
財務要件型無保証人保証	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
自主廃業支援保証	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
事業承継特別保証制度	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
専門家の確認を受けた場合	－	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	－	－
経営力強化保証	－	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	○
経営安定関連 （セーフティネット）保証5号 を利用する場合	－	0.68									－	○
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 （保証料率を0.25％上乗せする場合）★	－	2.05	1.90	1.70	1.50	1.30	1.15	0.95	0.75	0.60	－	○
経営安定関連（セーフティ ネット）保証4号の場合★	－	0.95									－	○
経営安定関連（セーフティ ネット）保証5号の場合★		0.83									－	○
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証制度 （保証料率を0.45％上乗せする場合）★	－	2.25	2.10	1.90	1.70	1.50	1.35	1.15	0.95	0.80	－	○
経営安定関連（セーフティ ネット）保証4号の場合★	－	1.15									－	○
経営安定関連（セーフティ ネット）保証5号の場合★		1.03									－	○
プロパー融資借換特別保証制度	－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
協調支援型特別保証制度（同時に プロパー融資を実行する場合）★	－	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	－	－
協調支援型特別保証制度 （経営行動計画の策定を行う場合）★	－	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	－	－

区分等 保証制度等			保証料率									割引有無		
			特別小口保 険を利用す る場合※1	区分（CRD評価モデルによる）※2									有担保割 引 ※3	会計 参与 割引 ※4
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
求 償 権 を 消 滅 さ せ る 保 証			1.00	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○
	別 枠 保 証 を 兼 ね る 場 合		0.67	0.80									－	○
特 定 社 債 保 証			－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
特 定 信 用 状 関 連 保 証			－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
経 営 承 継 関 連 保 証			1.00	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
特 定 経 営 承 継 関 連 保 証			1.00	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	－
経 営 承 継 準 備 関 連 保 証			1.00	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
特 定 経 営 承 継 準 備 関 連 保 証			－	1.15									○	－
経 営 承 継 借 換 関 連 保 証			1.00	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
			専 門 家 の 確 認 を 受 け た 場 合	1.00	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	－
特定連携事業継続力強化関連保証			－	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
一 括 支 払 契 約 保 証	保 証 割 合 70 %		－	1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35	○	－
	保 証 割 合 65 %		－	1.43	1.30	1.17	1.04	0.88	0.72	0.59	0.46	0.33	○	－
	保 証 割 合 60 %		－	1.32	1.20	1.08	0.96	0.81	0.66	0.54	0.42	0.30	○	－
	保 証 割 合 55 %		－	1.21	1.10	0.99	0.88	0.74	0.61	0.50	0.39	0.28	○	－
	保 証 割 合 50 %		－	1.10	1.00	0.90	0.80	0.68	0.55	0.45	0.35	0.25	○	－
公 害 防 止 保 証			－	1.15									○	○
エ ネ ル ギ ー 対 策 保 証			－	1.15									○	○
海 外 投 資 関 係 保 証			－	1.15									○	○
新 事 業 開 拓 保 証			－	1.15									○	○
			担保の提供がない5,000万円以下 の 保 証 の 場 合 ☆	－	0.68									－
流 動 資 産 担 保 融 資 保 証			－	0.68									－	○
事 業 再 生 保 証			－	2.20									○	○
中 堅 企 業 特 別 保 証		普 通 保 証	－	0.70									－	○
		無 担 保 保 証	－	0.60									－	○

[illegible]

[illegible]

[illegible]

保証制度等 区分等	保証料率										割引有無	
	特別小口保険を利用する場合※1	区分（CRD評価モデルによる）※2									有担保割引※3	会計 参与 割引 ※4
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
農林水産物・食品輸出促進 支援関連保証	－	1.15									○	○
供給確保関連保証	0.67	0.68									－	○
海外投資関係保険を 利用する場合	－	1.15									○	○
新事業開拓保険を利用する場合	－	1.15									○	○
担保の提供がない5,000万 円以下の保証の場合 ☆	－	0.68									－	○
事業再生計画実施関連保証 【経営改善サポート保証】 （経営改善・再生支援強化型）制度 （責任共有制度の対象の場合）★	－	0.30									－	－
本制度要綱による経営者 保証免除対応の場合★	－	0.30									－	－
事業再生計画実施関連保証 【経営改善サポート保証】 （経営改善・再生支援強化型）制度 （責任共有制度の対象外の場合）★	0.30	0.30									－	－
本制度要綱による経営者 保証免除対応の場合★	－	0.30									－	－

※1 括弧内は、特別小口保険を利用し責任共有対象となる場合の保証料率です。

※2 保証料率区分は、一般社団法人CRD協会によるCRDリスク評価モデルによります。

なお、保証料弾力化対象となる保証制度について、第一期決算の申告期限未到来等により確定した決算書がない場合や、個人で貸借対照表が未作成の場合、連帯債務の場合等においては、区分5（経営力強化保証は区分4）の保証料率を適用します。

※3 有担保割引が適用できる場合は、上記保証料率から0.10%を割り引きます。

※4 確定決算のある会計参与設置会社の場合は、上記保証料率から0.10%を割り引きます。

★ 国からの保証料補助がある制度であり、上記保証料率は令和7年度中に保証申込した場合の保証料補助を控除した後の実質当初保証料率を記載しています。

条件変更時の変更保証料は補助の対象外ですのでご注意ください。

◎ 表中黄色の で表示されているものは責任共有制度の対象外となる保証料率で、それ以外は責任共有制度の対象となる保証料率です。いずれも、「貸付金額」に対する料率となります。

◎ ☆は新事業開拓保険にかかる他の保証の残高を含みます。